



仙台漁業調整事務所

漁業調整事務所は水産庁の出先機関です。当事務所では青森県、岩手県、宮城県及び福島県の地先海面及び内水面を管轄区域として、以下の業務を行っています。

- ①外国及び我が国漁船の指導取締り
- ②水産動植物の資源管理の推進
- ③大臣許可漁業の許認可
- ④漁船の建造・改造に関する検査・認定
- ⑤複数県にまたがる漁業紛争の調整
- ⑥上記①から⑤を下支えする経理等事務

職場の人数が18名と少人数なこともあり、上司・部下間の風通しが良い職場です。



漁業取締船

Message from Staff

これまでどんな業務を担当してきましたか？

入庁して20年近く経ち、これまでに漁業廃棄物の処理対策、底びき網漁業の指導、外国漁船の操業による影響を受ける漁業者の支援、漁業取締り、離島地域の漁業振興、公共予算編成のとりまとめ等の様々な業務を担当してきました。また、他省庁への出向も経験しています。

現在は資源管理の担当者として、数量管理による資源管理導入に向けて県や漁業者と調整を行ったり、漁業者から提出された漁獲成績報告書のチェック等の業務を行っています。資源管理に関する業務は初めてということもあり日々勉強ですが、周囲の協力を得ながらなんとか対応しています。



漁港の水揚げ

離島地域の漁業振興を担当していた時は、新しい事業がスタートするタイミングでの着任だったため、事業が円滑に進むように関係者と調整を行いつつ、事業を活用してもらうために離島に赴いて説明をしたりと色々大変でしたが、その分、徐々に事業が軌道に乗っていくことに達成感を感じました。

水産庁の業務は漁業の生産活動から水産物の流通、消費に加え、漁村振興に至るまで幅広いので、常に新しい発見があることも魅力です。

この仕事にはどんな人が合っていますか？

私は2022年に入庁しました。現在は外国漁船や日本漁船に対する漁業取締業務に従事しています。具体的には、漁業取締船の運航をサポートしたり、不審な船がないか確認したり、漁業取締船や漁業取締用の航空機に乗って、違法漁船などの不審な船舶がないか監視したりしています。特に航空機を用いた取締りは、海面近くまで降下して漁船を監視するため、かなり特殊な業務だと思います。

入庁したばかりの頃は馴染めるかどうか不安でしたが、たくさん経験を積むことで徐々に慣れていきました。職場は落ち着いた雰囲気、真面目で几帳面な方が多く、困ったことがあれば優しく教えてくれます。業務以外も充実していて、休暇は取得しやすく、緊急時を除くと残業はほとんどありません。仕事とプライベートの両立が可能です。

私は入庁2年目なのでまだまだ経験不足です、これから様々な業務に取り組みたいと思います。

希望により全く異なった業務に就くこともできますし、経験を積みばより責任のある仕事に従事することも可能です。真面目にコツコツ積み重ねるタイプの方も向いていますし、向上心を持って積極的に取り組むタイプの方も向いていると思います。ぜひ入庁を考えてみてください！



漁業取締航空機

もっと詳しく知りたい方はこちらへ！

仙台漁業調整事務所 担当:総務係

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15仙台第3合同庁舎8階

TEL 022-291-2774

ホームページ <http://www.jfa.maff.go.jp/sendai/>

